

平成 27 年 度

宮城県森林審議会第 3 回森林保全部会

会 議 録

日時：平成 28 年 2 月 18 日（木）

午後 2 時から同 5 時まで

場所：宮城県自治会館 2 階 208 会議室

平成27年度 森林審議会第3回森林保全部会 議事録

日時 平成28年2月18日(木)

場所 自治会館 208号会議室

司会

ただ今から、平成27年度宮城県森林審議会・第3回森林保全部会を開催いたします。

始めに本日の部会の定足数について御報告いたします。

当森林保全部会委員の定数は5名で、本日御出席いただいております委員の方々は5名であり、出席者数は定数の過半数を超えております。従いまして宮城県森林審議会規程第8条第5項によりまして、本日の部会は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の部会の公開・非公開について御報告いたします。本部会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により、一部の審議事項を除いて、原則として公開となっておりますのであらかじめ御承知願います。

次に、傍聴に当たっての注意事項について御説明いたします。まず皆様に配布しております「傍聴要領」に従って、静粛に会議を傍聴いただきますようお願い申し上げます。

本日の部会は、原則として公開により行われますが、委員による審議につきましては非公開とさせていただきますので、事務局からの審議事項の説明が終わりましたら、傍聴者の皆様には一旦御退席いただき、審議終了後に再度入室いただくこととなります。退室及び入室の際には、事務局からお声掛けしますので御理解と御協力をお願いいたします。

また、会場内における撮影・録音につきましては、挨拶までとさせていただきます。その後は、撮影・録音は禁止とさせていただきます。

なお、審議内容等の取材につきましては、会議終了後に職員が対応いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、次に本日御出席の委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。名簿は次第の次にございます。

部会長の川村正司様でございます。次に齋藤司様でございます。進藤恵美様でございます。丸尾容子様でございます。谷田貝泰子様でございます。

次に本日の日程につきまして御説明いたします。

お手元にお配りしております次第を御覧いただきたいと思います。

当部会におきましては林地開発の許可及び保安林の解除に関する審議をお願いすることになっておりますが、本日の審議事項につきましては記載のとおり林地開発に関する案件2件となっております。今回御審議いただきます案件につきましては、当部会では現地調査を行っておりません。従いまして、林地開発許可申請の内容と、その審査結果につきましては、事前に現地調査を行った状況写真それから動画等を用いながら、事務局から1件ごとに御説明を行いたいと考えております。

また、一つ目の案件の説明と審議が終了いたしましたら、休憩を取らせていただきます。その後2つ目の案件に移らせていただきまして、午後5時には終了する

司会 予定としておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。
先ほどから御覧いただいております次第、出席者名簿、席次表等が一緒になった
ものでございます。それから資料1の1としましてゲスタンプソーラー11合同会
社の事案に関する諮問書写し、これは一枚になっております。その後ろに、資料1
の2としましてこの事案1の資料を添付させていただいております。
申請書の概要ですとか、審査調書案、申請書写し、写真、図面等を付けております
それから資料2の1としましてゲスタンプソーラー12合同会社の事案に係る諮
問書写し、同じように資料2の2として事案2の申請書写し等をつけております。
以上が本日の資料となりますが、不足、落丁等がございましたら、事務局までお
申し付けください。

谷田貝委員 すいません。事前に送っていただいた物と全く同じでしょうか。

事務局 一部審査調書で訂正した部分がございます。あと写真がカラーコピーを重ねて移
したものですから、見つらいということがありまして、新たに写真を印刷したもの
です。

谷田貝委員 分かりました。

司会 ほかにございませんでしょうか。

それでは続きまして諮問の報告をさせていただきます。
本日の議案でございます「ゲスタンプソーラー11合同会社が行う太陽光発電所
の建設に係る林地開発について」それから、「ゲスタンプソーラー12合同会社
が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発について」資料1の1および資料2の1の
とおり、平成28年2月8日付けで宮城県知事より宮城県森林審議会会長へ諮問い
たしております。
本件につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第2項第1号の規定によりま
して森林保全部会において審議する事項となっておりますので当部会で審議いた
だくことになります。

それでは議事に入らせていただきます。
会議の議長につきましては宮城県森林審議会規程第8条第5項において準用する
第4条の規定によりまして部会長が行うことになっておりますので、議事進行につ
きましては、川村部会長をお願いいたします。

議長 (部会長) それでは一言御挨拶いたします。
委員の皆様には先の審議会に続きまして、御出席いただきましてありがとうございます。
本日の会議ですが、県の森林審議会の意見徴収基準に基づきまして10ha
を超える林地開発につきましては、当森林保全部会で審理するということになって
おりまして、今回知事から諮問されております2件について御審議いただきます。
林地開発の許可にあたりましては、森林の公益的機能のうち「災害の防止」、「水
害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」この4つの機能が損なわれない開発であ

議長
(部会長)

ることが重要な要件となっております。本日は委員の皆様はそのそれぞれの専門的知識と経験に基づきまして御審議いただければと考えております。

それでは暫時議長を努めさせていただきます。

審議に入ります前に本日の議会の議事録署名人を指名させていただきます。齋藤委員と丸尾委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(了解を確認)

それではまず、議事の(1)、「ゲスタンプソーラー11合同会社が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発について」審議を行います。

事務局から審議事項の説明をお願いいたします。

事務局

自然保護課で林地開発を担当しております戸島と申します。どうぞよろしくお願します。ここからはパワーポイントを使いまして、資料等と平行してを説明させていただきます。

それでは諮問案件であります「ゲスタンプソーラー11合同会社が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発許可申請」の審査結果について配布しております資料1の2とパワーポイントを用いまして説明していきます。

資料の内容につきましては、資料1の2の中に1ページから3ページにかけて申請者の概要の資料を添付しております。4ページ5ページにつきましては、審査調書の写しを添付しております。6ページにつきましては富谷町長からの意見書写しを添付しております。そのあと、7ページから17ページにかけて申請書と事業計画書の写しを添付しているところです。また、18ページから34ページには現地調査時の写真を添付しておりまして、35ページ以降は関連する図面を添付した構成となっております。

それでは資料1の2の表紙をめくりまして、1ページを御覧いただきたいと思えます。こちらは申請者の概要になります。申請者でありますゲスタンプソーラー11合同会社は、当事業地で太陽光発電事業を行うために設立された特定目的会社となっております。平成25年12月12日に設立されております。親会社がスペインに本部を置いておりますゲスタンプコーポレーションで、主に鉄鋼サービス、自動車部品、あと風力、太陽光を含む再生可能エネルギーに関連した業務を行っているというところです。

2ページに会社の概要としまして、組織体系図を添付しております。

また、資本金につきましては100円となっておりますが、こちらは会社法の最低資本金制度の廃止によりまして、平成18年度から施行された新会社法から資本金が1円からできるようになったということで資本金を100円と設定しているということです。開発を実行するにあたっては、親会社からの120億の出資を受ける計画ということで資金計画に記載してございます。このゲスタンプソーラーにつきましては、これまでに太陽光の実績としまして、日本では茨城県の大子町のゴルフ場跡地に昨年9月に太陽光発電所を建設しております。参考までに3ページに大子町の広報誌に載った際の写しを添付しておりました。発電規模としましては30メガワットで、面積としては120ヘクタールを実施したほか、現在は岩手県でも面

積70ヘクタールで20メガワットの太陽光発電所を建設中とのことです。いずれも林地開発には該当していないということです。

以上が申請者の概要になります。

それでは次に資料の7ページの申請書の写しを御覧いただきたいと思えます。ここから、パワーポイントを併用しまして御説明いたします。

申請書にあります申請年月日になりますが、平成27年7月31日付けでゲストンプソーラー11合同会社、職務執行者安岡克己より申請されております。

開発に係る森林の所在場所につきましては、大和町鶴巣北目大崎字勝負沢39番1外、富谷町大童字岩木沢48番1の外で、2町にまたがっております。

開発の目的につきましては「太陽光発電所の建設」でございます。この目的につきましては太陽光パネルの設置までを開発行為として申請されているところです。

こちらが位置図として国土地理院の図面に場所を落としたものになります。北側が上になっておりまして、南が下です。大和町と富谷町とにまたがって計画されております。こちらがグーグルに写真を重ねたものになりまして、位置的には東北自動車道が真ん中を通っておりますが、東北自動車道の鶴巣パーキングエリアが上り車線側でございます。こちらの裏側の区域が計画地となっております。また、こちらがグーグルの写真に当該地の太陽光発電事業地域を重ねた図面となります。同じものは資料の82ページに同じ図面を付けさせていただいております。

次に事業面積についてですが、8ページを御覧いただきたいと思えます。8ページには事業計画書としまして、今回太陽光発電を行うために、記載している事業面積、また、工法の対策等を記載しておりまして、こちらの事業面積、上から説明させていただきますと、事業区域面積が全部で73.0544ヘクタール、そのうち大和町側が約34ヘクタールございまして、富谷町側が39ヘクタールほどとなっております。また、開発行為をしようとする森林の面積につきましては71.7576ヘクタールとなっております。

次に開発に係る森林面積は許可面積にあたりまして49.2290ヘクタールとなります。今回の森林審議会案件としましては、この開発行為に係る面積が10ヘクタールを超えるということで森林審議会の対象となっているところでございます。

また、着手日等ということで着手予定年月日、完了予定年月日につきましては、「許可の日から2年間」ということで申請されているところです。

事業区域につきましては、先ほどの計画している図面の下地が地域森林計画図になりまして、こちら青い外枠が事業区域になり73.0544ヘクタールとなります。また、開発をしようとする森林の面積につきましては、この73ヘクタールから黄色の区域、鉄塔がある所ですとか一部の農地がある所については、計画区域から外れておりまして、それらを除いた部分の森林面積としまして71.7576ヘクタール。また、これら事業区域の中にあります残置森林を除いたものが開発に係る面積49ヘクタールとなっております。

次にこちらが計画内容に伴いまして、具体的な土地利用計画を示した土地利用計画平面図になります。お手元の資料では39ページに添付しております。この土地利用計画図につきましては、林地開発において森林から転用された後の部分の用途計画を示したものになります。

図上の左側に凡例がありますが、こちらは着色別で凡例を分けておりまして、ピンク色の区域、外周を回している区域が残置森林ということで森林を残す区域となっております。また、黄色で大半を占めている区域は太陽光を設置する区域となります。また、場外からの排水を一旦、池として貯留するために防災調整池を計画しております。そちらが青い区域で示しています。また、その他の緑色の区域につきましては、造成森林として植栽をする区域を示しているところです。見にくいのですが中ほどにこういった線形で入っている所が場内の管理用通路を示しているところです。

市町村境を落としますとこういった形で、ちょうど真ん中を横断する形で市町村が分かれています。今回の太陽光発電につきましては、本計画書の太陽光パネルから変電施設を置いて、事業区域内の鉄塔へ送電する仕組みとなっております。こちらの発電規模としましては、約36メガワット。世帯数としまして約7000世帯に相当するものになります。太陽光としましては、事業計画の中に既存の鉄塔がございますので、そちらに接続する計画となっております。変電所を設けて何箇所か鉄塔がありますので、そちらに接続するという計画となっております。設置するパネルの構造についてですが、こちらが簡単な断面図になります。約2メートルの高さであります。設置角度につきましては約10度から20度を想定しております。また、根入れにつきましては1.5から2メートルとしておりますが、こちらは地盤の調査によりまして根入れの深さは変わることになっております。

以上が太陽光の内容となります。

続きまして、他法令の状況につきまして説明させていただきます。当該地の区域内には一部農地がございますので、農地法の農地転用がございます。こちらにつきましては、農地転用の申請を行っております。既に11月の18日付けで許可がおりているということです。また、3,000平方メートルを超える形質変更がある場合は、土対法に基づきます形質変更の届出が必要になります。こちら平成27年12月28日付けで提出済みということになります。

次に防災調整池として、先ほど水色で図面上にございました防災調整池ですけれども、こちらにつきましては、池の容量について県の河川課と協議することと定められておりまして、そちらの協議、回答を得ているところであります。また、事業区域が20ヘクタールを超えることとなりますので、大規模開発行為となります。こちらの指導要綱に基づきまして、今後自然環境の保全協定を締結する予定となっております。現在は関係する各課と関係する市町村への意見照会を今後予定している状況でございます。また、太陽光パネル発電の手続きとしまして、経済産業省の設備認定と東北電力の連系承諾を既に得ており事業の実施が可能となっております。

続きまして、資料の8ページにあります事業面積の下には、用地面積がございますが、先ほど示しました土地利用計画図の内訳を面積で表現しているものでございます。その下に林況と地形地質とございまして、そちらの内容についてパワーポイントに映しております。こちらの現場の林況と地形図、現状の樹種はアカマツ、スギ。針葉樹が約4割を占めており、その他広葉樹が6割を占めております。

林齢としましては、30～40年生で、標高が約24メートルから70メートルの高低となっております。高低差としては約46メートルほどになります。山の平均の傾斜度は15度となっております。地質につきましては新第三紀中新統の砂岩。土壌としましては、強風化岩粒状の砂となっておりますが、表面上は乾性褐色森林土ということで林地のほうを確認しております。

また、太陽光（発電）を行う為の土工関係の計画になります。切取りと盛土が発生する計画となっております。切土の総量としましては85万9千立方メートル。切土の最大高さの箇所が17.5メートルでございます。切取り勾配としましては、1割5分の勾配で切取るとしております。また、盛土につきましても85万8千立方メートルでございます。盛土の最大高さとしましては、25メートルの計画がございます。盛土の勾配としましては1割8分ということになります。また、残土量ということで、切盛の差し引きをしますと、439立方メートルほどの残土が発生する見込みとなっております。こちらにつきましては、パネル区域の下に敷き均しするという計画でございます。パネルの設置区域が約36ヘクタールほどありますので、それらを敷き均した場合、数センチメートル以下の敷き均し厚という計画となっております。こちらが切取りと盛土の区域を着色した図面となっております。黄色の区域が切取り区域となっております。ピンクの区域が盛土の区域となっております。だいたい見た目ですが半々の割合の面積となっております。

次にここから記載されている内容につきましては、森林法第10条の2の第2項にあります各号の4つの基準につきまして、審査対象となります「災害の防止」また「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について計画した内容となっております。

まず、許可基準の一つであります「災害の防止」になりますが、切取り法面に設置する小段の高さですとか、法面の保護の工法等を記載しております。記載の内容につきましては、9ページに災害防止対策欄がございます。こちらに計画の内容を示しております。小段の設置高につきましては、切土、盛土法面ともに5メートル毎に2メートルの小段を設置するという計画をしております。また、法面保護工につきましては、切土法面ともに造成森林として植栽をすることにしております。また、盛土箇所につきましては、沢部に盛土する計画となっております。盛土の地盤の底には暗渠管を設置し浸透水の排水対策を講じております。また、それぞれ切土盛土法面ともに縦排水を設置するとともに小段には側溝を設置し、表面水の処理を行う計画としております。

こちらが標準断面図です。お手元の資料44ページに添付している図面となります。画面上は見にくいのですが、お手元の資料を見ただけですと法面に勾配が記載されておまして1割5分の勾配、また、5メートル毎の高さに2メートルの幅の小段を計画していることが図面として示しています。

次に先程申し上げました「災害の防止」の許可基準の内容がこちらになります。切土につきましては、高さ10メートルを超える場合については、原則として5メートルないし、10メートル毎に小段を設置すること。そのほか必要に応じて排水施設を設置するなどの崩壊防止の処置が講ぜられていること。盛土につきましても盛土の高さが1.5メートルを超える場合には、勾配35度。約1割4分であること。今回は1割5分ですので1割4分より緩い勾配で計画しております。

また、盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水対策が設置されるなどの措置が講じられること、

となっております。法面保護につきましては植生による保護が原則であり、工法については実播工、伏工、筋工、植栽等のうちから施工箇所の実状に応じ適当なものを単独または、併用するというのが許可基準の内容となっております。

今回、申請していただいた内容と照らし合わせて見ますと、審査上の基準を満たしていると判断しているところでございます。こちらが「災害の防止」の計画の内容です。

続きまして、「水害の防止」としまして、防災調整池等の排水施設の計画内容についてでございます。御覧の図面は防災計画平面図となっております。場内の水路、防災調整池の計画を強調した図面となっております。場内の水路につきましては総延長約6,842メートルの素掘側溝を内部に配置する計画となっております。盛土部には暗渠溝を設置する計画としております。

なお、施設の詳細な数量につきましては、12ページ13ページに数量の一覧を載せしております。これらの排水施設によりまして調整池が合計で8箇所計画しているところです。

こちらが「水害の防止」の許可基準になりまして、雨水等を適切に排水しなければ災害が発生する恐れがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられていることが明らかであること。また、下流の流下能力を越える水量が排水されることにより、災害が発生する恐れがある場合には、洪水調節機能の設置、その他の措置が講ぜられていること。というのが許可基準となっております。

防災調整池から事業区域外に流れている水の行き先ですが、大和町側で防災調整池4箇所ございまして、同じく富谷町側でも防災調整池は4箇所を計画しております。大和町側の流末につきましては、町管理のため池に流れ出る計画にしております。富谷町につきましては、ため池と農業用水路がございまして、地元の荒井堰水利組合が管理しております。いずれにしても放流同意として両者から同意を得ているところでございます。調整池につきましては、先程申し上げたとおり県の河川課と内容について協議し回答を得ている状況でございます。

以上で水害防止の許可基準を満たしているという判断をしております。

次に残置森林と造成する森林の計画とその維持管理方法についてであります。こちらは9ページの災害防止対策欄の下に記載しております。開発中の残置森林と造成森林の管理は申請者が行います。開発後につきましては、一部所有者に管理を移すということにしております。また、造成森林として計画しております植栽木の樹種につきましてはヤマハンノキを植栽する計画にしております。樹高約1メートル以上の苗を1ヘクタール当たり2,000本の植栽として計画しているところです。

続いて、許可基準としまして残置森林の配置もしくは、造成森林の配置につきましては、許可基準上「環境の保全」の許可基準となっております。環境の保全の許可基準の運用細則では、工場事業場用地に区分されており、こちらに太陽光も含まれております。こちらの場合の森林率ということで、残す森林の面積と植栽する森林の面積の割合を事業区域から割り戻しまして森林率を求めています。森林率につきましては、おおむね25%以上とする基準となっております。今回の事業区域内の森林率としましては38.4%ということで森林率の基準を満たしているものがあります。

続きまして、森林等の配置として許可する開発行為に係る森林の面積が20ヘクタールを超える場合、原則として周辺部に幅概ね30メートル以上の残置森林また

は造成森林を配置するという基準となっております。こちら先ほどの土地利用計画のとおり外周に残置森林を配置しております。また、開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とするとなっております。複数の団地を造成するなどの計画について団地ごとに幅30メートル以上の残置森林または造成森林を緩衝帯として配置しなさいという基準がございます。こちらにつきましては、この図面を見ていただきたいと思いますが、こちらがブロック割りの計画を示した図面です。お手元の資料では40ページに同じ図面を載せておりますが、こちらの赤い線が事業区域の外周を示した線で、その中で青い破線がブロックを分けた図面となっております。この青い線の中程に造成森林を計画しております。それによってブロックを3つのブロックに分けた計画としております。大きい所で23.9ヘクタールという面積がありますが、20ヘクタールという規定の中で、「おおむね」という規定がございます。おおむねの定義が約2割を許容範囲としているところですので20ヘクタールの1.2倍とすると、24ヘクタールということで、ギリギリですが24ヘクタール以下で、おおむねの基準を満たしているということになります。そのほかにつきましては、16.8ヘクタールと9.4ヘクタールということで基準を満たしております。

続きまして、資料の10ページに同じ環境保全の許可基準の一つであります「周辺地域への影響と住民への配慮」についての対応を記載したものです。内容としましては、工事で発生するタイヤの土砂の付着等を防ぐために、タイヤ洗浄機を設置するなどして粉塵の対策を講じます。また、県道との接続部があるので、そういった所には誘導員を配置し、地域住民の通行等に配慮します。という計画になっております。また、今回事前に当該地で動植物の調査を行った結果、「カザグルマ」という希少種の植物が確認されております。数株ではあったのですが、こちらにつきましては工事開始前に残置森林内へ移植を行うという計画にしております。

そのほか、工事中につきましても希少種の動植物等が確認された場合には、関係機関と協議の上対策を講じるということになっております。また、こちらは近隣に高速道路がございますが、高速道路側につきましては、残置森林を配置していることから通行車両への影響は少ないものと考えおります。

以上の結果を踏まえまして「環境の保全」としての審査基準を満たしていると判断しているところでございます。

続きまして、資料に戻りますが9ページにあります下から2段目、「一時利用の場合は利用後の現状回復方法」という欄があります。こちらにつきましては、造成森林として一時的に開発した区域についてはヤマハンノキを植栽します。という記載のほか、固定買取価格制度によって今回太陽光事業を行っておりますが、この固定買取価格制度の契約期間が終了する20年後の現状回復方法について記載しております。20年後太陽光発電が終了した場合は、発電施設の撤去を行い植栽し、林地に戻す、という計画としております。また、固定買取価格が続くようであれば事業を継続するという意向でございます。

最後に4つの基準の4つ目になりますが、「水の確保」についての基準として計画している内容について説明いたします。「水の確保」については、当該地域の水需要の状況ということで9ページの1番下に記載しております。当該事業区域内に飲料水等で水を使用している住宅等はありません。しかし、水依存農地としまして、事業区域の外ではありますが、ため池から流れ出る水を利用して耕作している

農地がございます。こちらが全体で20ヘクタールほどで、大和町と富谷町で分けると、大和町が17ヘクタール。富谷町が約3ヘクタールの農地を使用しているということです。事業計画書の11ページに同じ図面を付けておりますが、こちらがその水依存農地としてため池から受水している農地の範囲を示したエリアになります。黄色の着色部分が水を使っている農地ということで、大和町で17ヘクタール。富谷町で約3ヘクタールがこちらの部分になっております。こちらの「水の確保」についての許可基準ですが、飲料水や干害用水等の水源として依存している所を開発行為の対象とする場合には、周囲の水利用の実態をみて必要な水量を確保するために必要な貯水池、または用水路の設置その他が適切に講じられていることが明らかであること、また、同程度の設置その他の措置が講じられている場合には貯水する水源に係る河川管理者等の同意を得るなど、水源における水利用に支障を及ぼす恐れがないこととなっております。今回の水依存農地につきましては、水量を確保するために各沢々に計画しております調整池で水を貯留しまして、下流のため池に流す計画をしているほか、下流の流域に放流する際も調整池にあります調整機能によりまして水量を調節したうえで流下させるということになっておりますので、下流への影響は少ないと判断するところです。また、調整池の下にありますため池などが枯渇した場合などは、井戸等によりまして水量を確保するということが、地元の水利組合と協議しており、了解も得ておるところでございます。そのほか、水依存農地の外に漁業関係に関連する水源にもなっておりませんし、防火用水等にもため池から水を利用している計画もございません。

以上の内容で「水の確保」の審査基準としましても許可基準を満たしているものと判断しております。

事業計画書の内容としては、以上となります。

このほか資料の14ページ16ページに事業計画の内容の補足資料として、工程表と資金計画書の写しを添付しております。なお、資金計画についてですが、こちらは冒頭で申しましたとおり、開発に係る資金は120億円を計画しております。こちらにつきましては16ページに記載してありますゲスタンプの親会社の出資証明を添付しております。

それでは、現地の状況の内容について写真と動画等を用いまして御説明させていただきます。

こちらが事業地区の入り口となっております。現状は田んぼとなっております。この黄色の線で囲われているところが入り口の計画となります。次は林内の状況としまして、鉄塔付近の林況です。このように広葉樹と笹地となっております。

こちらが動画になりまして、地形の起伏等をイメージしていただければと思います。こちらが入り口の道路が入る計画箇所になります。こちらドローンで設計会社が撮影したものになります。こちらの田んぼは事業区域外で、こちら右側にかけて事業区域となります。それぞれ沢々にため池があります。こちらの民家までは事業区域に入ってきません。それぞれ沢々のため池と上流に設置します調整池の設置箇所の状況になります。下にあるのがため池の湛水状況になります。この上流にそれぞれに調整池を設置するという計画になっております。こちらが7号と調整池箇所。こちらが6号。それぞれ似たような写真ですが、ため池の上部に計画する場所です。こちらが高速道路の脇の事業区域の境になります。高速道路の脇に側道がありましてその側道の脇、ギリギリまで事業区域となりますが30メートルの残置森林があ

りますので、もっと右側にパネルが設置されることとなります。こちらが4号調整池の計画箇所です。ここが一部鶴巢のパーキングエリアになっております。こちらが2号調整池でございます。こちらが1号調整池。続きまして、こちらの高速度道路側から撮影したドローンの映像になります。ちょっと暗いのですが、ここに高速度道路が走っておりまして、この区域に太陽光を設置するという計画区域となります。高低差はさほどありませんので比較的起伏が少ない地形となっております。

それでは最後に申請書の審査結果について、まとめて説明させていただきます。資料の4ページ5ページに添付してあります審査調書の写しを御覧いただきたいと思っております。先に説明しました事業計画書で計画しております審査結果については4つの基準については先ほどパワーポイントで説明させていただいたとおりでございます。さらに、4つの基準の外に「市町村の意見」、「一般的審査事項」について説明させていただきますと、資料の4ページの中段から現況の欄の下にあります開発行為に関する関係者の意見の欄がございましてこちらに市町村長の意見を聴取しておりますが、大和町の意見につきましては現在照会中でございます。大和町の環境条例に基づきまして環境審議会を現在行っている最中ということでございまして、こちらの審議会が終了した後に意見を出したいということで、2月下旬から3月上旬に意見が来る予定となっております。また、富谷町の意見につきましては6ページに添付しております内容になりまして、ため池もしくは用排水路に土砂があった場合には迅速に除去するよう要望がきております。回答につきまして今回は添付できませんでしたが、15日付けで申請者からそのような場合には、速やかに対処する旨の回答書をいただいております。さらに4ページの下段移りまして一般的事項の審査としまして、森林を使用できる権利については、土地使用者であります仙台市の民間業者1社がすべての土地を持っておりまして、こちらから同意をすべて得ております。また、太陽光（パネル）を設置するために地上権を今回設定しておりますので開発行為に伴います計画としましては、特に権利上の問題はないと確認しております。また排除を要する権利の権利の手続としまして抵当権等がございませんので、こちらは該当がありませんでした。

最後に5ページになりますが、先ほど説明しました4つの基準の内容につきまして記載してございます。また、その下にあります5の工事の工程表の内容からして造成工事のために調整池など排水対策を先行する計画となっております。また、伐採行為を分散して行う計画をしておりまして、防災に配慮した計画でございます。

以上の審査結果を踏まえまして、森林法第10条の2第2項の各号の4つの許可基準であります「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」に関する森林の公益的機能が著しく損なわれないと認められたことから、今回諮問した林地開発許可申請は、許可するのが適当であると判断しております。

以上が、今回諮問させて頂く、林地開発許可申請についての審査内容であります。

はい。ご苦労様でした。

ただ今、事務局から許可申請の内容、許可申請の審査状況について説明がありました。この後、説明についての質疑応答の後に委員の皆様から御意見を求めることとなりますが、質疑応答の内容等に公開することによって当該事業者の正当な利益が損なわれると認められる内容が含まれる可能性があります。従いまして、情報公開条例第19条に基づき、ここからは、非公開で行うこととしたいと思っておりますがい

議長
(部会長)

かがでしょうか。

はい。(異議なし)

それではここで傍聴者の皆様は、一旦退席願います。それから、申請者の入室を認めますので、事務局からお伝えください。

(傍聴者退席・申請者入室確認)

質疑・応答 (非公開)

議長
(部会長)

それでは委員の皆様にお諮りいたします。

「ゲスタンプソーラー11合同会社が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発許可申請につきまして」は許可することに問題はない。留意事項といたしまして「造成森林の植栽にあたっては、ヤマハンノキにとらわれず、在来樹種の植栽についても検討願いたい。」ということをお願いしたい。

委員の皆様よろしいでしょうか

(はい。)

異議がないようですのでただ今の形で答申といたします。
以上で(1)の議事を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

司会

それでは 休憩にはいります。あちらの時計で45分まで。約10分間休憩といたします。

(休 憩)

議長
(部会長)

それでは議事を再開いたします。

議事(2)、「ゲスタンプソーラー12合同会社が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発許可について」審議を行います。

事務局から審議事項の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、引き続き私戸島のほうから「ゲスタンプソーラー12合同会社が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発について」説明させていただきます。

12の資料としまして、資料2の2、同じ構成となっております。
資料1ページから3ページまでは、申請者の概要、こちら同じ内容です。4、5ページには審査調書の写し、6ページ7ページ8ページに白石市長からの意見とそれに対する回答文書を添付しております。9ページ以降、17ページにかけては申請書の写し、また、18ページから37ページにかけては写真と、それ以降は図面となっております。

資料2の2の表紙をめくりますと、申請者の概要になります。先程はゲスタンプソーラー11でしたが、こちら12ということで設立年月日が異なっております。平成26年2月13日に設立されております。以下の内容につきましては11と同じ構成となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に資料9ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが林地開発の許可申請書、ゲスタンプソーラー12合同会社の写しになります。申請年月日が平成27年11月2日付けとなっております。申請者はゲスタンプソーラー12の職務執行者安岡克己となっております。今回の案件につきましては、白石市福岡深谷字芳ヶ沢山1番1の所在場所となっております。なお、土地所有者につきましては、地元の農業協同組合が1筆所有者となっております。こちらについても土地の使用の同意を得ており、地上権として太陽光パネルの設置の計画となります。開発の目的については先ほどと同じ、太陽光発電施設の建設になります。

場所のほうですが画面をご覧いただきたいと思っております。先ほどと同じくこちらのオレンジの縦線が東北自動車道になります。こちらが白石インターチェンジになっており、白石インターから直線で約3キロ程西に向かった黄色の地区が事業計画箇所となっております。国道457号線が黄色の線で走っております。また、近隣には白石牧場がございまして、白い破線になりますが、この破線区域から左側の区域が蔵王高原県立自然公園内になります。普通区域ではありますが公園区域内となっております。

画面上では見にくいのですが、資料ですと13ページに添付しておりますのが、送電計画の概要書になります。先程の計画地がありまして、こちらの計画地から国道457号線を平行して、ここで太陽光のパネルを設置しまして発電をする訳なのですが、ここから発電した電気をこの道路沿いに管を埋設しまして、市内にあります東北電力福岡支線の鉄塔まで接続するという計画になっております。こちらが当該地の航空写真に計画図を重ねた図面となります。赤が事業区域の外周となっております。うちピンク色の破線、紫にも見えますが、破線が残置森林の幅を30メートルの幅として示しております。中程白い計画内容になりますが、こちらが開発する区域となっております。

事業区域の面積ですが全体で49.7ヘクタールとなります。開発をしようとする森林の面積ですが49.4114ヘクタールとなります。また開発行為に係る森林の開発する面積35.9933ヘクタール。こちらも先程と同様許可する面積が対象となります。

着手年月日等は、許可の日から平成30年3月30日までの申請として提出されております。

こちら見にくいのですが、茶色の着色した区域が地域森林計画区域になっております。その中に青い区域が今回の事業区域を示しております。これが49.7ヘクタールございます。その中に市の管理しております水路敷、青線がございまして、その面積を黄色の線の部分を面積から控除しましたのが2番の開発をしようとする森林の面積で49.4114ヘクタールとなります。この中でさらに残置森林を差し引きしますと35.9933ヘクタールになる計画になります。

こちらが土地利用計画図になります。画面が荒く見にくいのですが、資料としましては46ページに同じ図面を添付しております。こちらの図面の左下に凡例をつ

けており、黄色とオレンジの箇所ですが、こちらが太陽光を設置する区域となっております。また、薄い水色が防災調整池の計画箇所になります。そのほか、薄い緑だったり濃い緑が緑地もしくは造成森林の区域を示しております。残置森林につきましては、こちらの図面、着色しておりませんが、事業区域から青い開発する区域の間がすべて残置森林になります。

次に当該地のパネルから発電計画内容になります。こちらがパネルの配置図になりますが着色している区域がパネルの設置する区域になります。ここにつきましては、発電の規模としまして22メガワット、先程は36メガワットでございましたがそれよりは少なくなっております。22メガワットは世帯にしますと約4500世帯に相当しております。こちらがパネルの構造図になります。だいたいパネルの傾斜角、先ほども10度から20度でしたが、こちらも10度を目安に計画しているところです。こちらの根入れの深さは土質の試験を行いつつ、地盤の反発によって根入れの深さを決めるということになっております。だいたい1メートル間隔で設置するというようになります。

他法令の状況につきましては、先ほどと同じく県の防災調整池の設置要綱に該当してくる案件でして、各調整池の容量等については、河川課と協議を済ませておるところであります。また、土壤汚染対策法についての届出も提出している状況です。大規模開発行為に関する内容につきましても、先ほどの11の案件と同じで、関係各課と意見調整をする予定となっております。また、太陽光に係る手続き状況ですが経産省及び東北電力との系統連系承諾こちら平成26年10月と27年11月に全て了解を得ております。

また、県立自然公園の区域内ということで、工作物の新築届と土地形質・形状の変更届を事務所へ昨年の12月9日付けで提出しているという状況です。

続きまして、事業計画に記載されております林況・地況の状況です。樹種は先程よりも針葉樹の割合が少し多く55%とありまして広葉樹が45%という林況です。林齢としましては25年から40年ほど。標高は先ほどよりも標高差がありまして、220メートルから340メートルの標高に位置付けられております。高低差で一番低い所と高い所で120メートル程の高低差があります。傾斜度としましては約10度。地質については第三紀中新世で、土壌としましては凝灰岩と粘性質の土壌となっております。こちら、切土盛土の土工の関係になります。切土量1,008,090立方メートル。切土の高さは最大で約40メートルほどとなっております。切取り勾配としましては、1割5分から2割の勾配を選択するところです。また、盛土量につきましても1,008,072立方メートル。最大盛土高としましては、20メートルとなります。盛土の勾配については、先程の11の場合は1割8分という計画でしたが、こちらは2割から2割5分ということで、さらに寝かせた法面の勾配で計画しております。また、残土量につきましても、こちらで算出されております切土、盛土の差し引き18立方メートルということで、場内で処理するという計画にしております。残土量が少ないということですが、実際この計算で土工量を出しますと、土量は120万立方メートルほどありました。ボーリング調査の結果から粘性土の情報を得ており、粘性土の性質から沈み込み等の土壌係数0.9を乗じておりまして、120万掛ける0.9で切土量の換算係数後の土量としております。それで差し引きした結果が18立方メートルということで計画しております。

こちらが造成計画平面図です。切取りと盛土の範囲を示した図面になります。お手元の資料では50ページに同じものを添付しております。資料のほうは色の区別

がつきやすいかと思いますが、黄色の区域が切土の区域となっており、ピンクの区域が盛土の区域となります。

次に11ページに記載しております林地開発の許可基準であります。4つの基準の項目の1つ「災害の防止」の内容になります。こちらも先程と同様切土、盛土法面につきましては、5メートル毎に1.5メートルの小段を設置する計としております。また、法面保護としまして、こちらは種子吹付の計画でございます。同じく沢部につきましては、浸透水の排水対策として暗渠工を設置する計画としております。切土と盛土法面につきましても縦排水、小段には側溝を設置し、表面水を設置するという計画になります。こちらに盛土の高さが数十メートルある箇所がありまして、盛土のそういう箇所につきましては、すべりの安定計算も確認をしているところでもあります。

標準断面として土工定規図がこちらにありまして、数字が小さく見えないのですが、法勾配としましては1割5分から2割の勾配で高さ5メートル毎に小段を設置しているということです。盛土とこちらが切土、下のほうが盛土。盛土の際には地表面に段切りと称しまして、こういった形で切取りをした上で階段状に切取りした上で盛土をするということです。こちらは先ほども説明しました許可基準の内容となります。内容としましては、小段の設置の高さになっておりまして説明を省略させていただきます。結果的に基準を満たしていると判断しており「災害の防止」については、許可基準を満たしていると判断しております。

次に「水害の防止」の観点から排水対策がどのようになっているかということです。こちらが防災計画平面図になります。お手元の資料47ページに添付している物になります。細々とした水色の細い線が入っております。こちらが各小段また、縦排水として配置する位置を示しているところです。それらから外部に流すまでに防災調整池に落とし込む訳ですが、防災調整池の位置が画面で上の区域になります。調整池としましては純然たる池の堤体として計画している調整池が全部で5つあります。この赤い丸の計画箇所が堤体バージョンの防災調整池となります。

また、この水色で示している区域ですが、調整池になりますが深さが30センチから60センチ程度の深さになる調整池となっております。専門的にはオンサイトと呼ばれる調整池でございます。この区域の中にもパネルを設置する計画となっております。また、こちら「水害の防止」の許可基準になりますが、防災調整池もしくは排水施設、側溝各施設に配慮しておりまして「水害の防止」としましても許可基準内容を満たしていると判断しております。

防災調整池は先ほどのオンサイトを含めまして合計7箇所を計画しております。こちらの放流先については、市の管理する水敷がありましたが、そちらにそれぞれ排水される計画となっております。市のほうへの放流につきましては了解を得ているところでもあります。防災調整池の調整容量につきましても河川課の了解を得ているところです。

続きまして、造成森林等の維持管理方法についてです。開発中につきましては申請者が管理を行います。開発後につきましては森林所有者に帰属され所有者が管理を行うことに決まっております。造成森林の植栽木については、先程はヤマハンノキとありましたが、当該地はもともとスギ、ヒノキもしくはアカマツが割合的に占めていることもありましてそれらを配慮して、植栽するという計画になっております。ヘクターあたりの植栽は2,000本ということになります。

続きまして「環境の保全」の許可基準の一つであります森林率については、許可基準であります25%に対しまして30.6%の森林率を確保している計画になります。また、その森林の配置について20ヘクタール以上となりますことから20ヘクタール毎にブロック分けしております。こちらが防災森林の配置を示した図面になります。黄色の部分は造成森林の配置を示しております。こちらは見えにくいのですが、真ん中に入っている線が造成森林になりましてAブロック、Bブロックと区割りをしますとAの区域で23.8ヘクタールであり、Bの区域は10.7ヘクタールとなっております。

また、周辺地域への影響と近隣住民への配慮としましては、車両の出入り口の散水を行うことで、防塵対策を行う計画です。また、作業時間の短縮をするということと、地域住民の安息時間帯は作業を行わないように配慮するという内容となっております。このほか、希少種の動植物が確認された場合には、移植または保護するというようにしております。

以上が「環境の保全」の審査内容としまして、それぞれ森林率の配置等を考慮した内容となっております。こちらでも許可基準を満たしていると判断しております。

また、こちら一時利用の場合は利用後の原状回復方法ですが、先程同様、利用可能な限り、20年後の取り扱いになりますが、売電を継続する。また、売電終了となった際には、発電施設を撤去しまして林地に回復するとしております。「水の確保」としての審査許可基準になりますが、こちらについては先ほどと違ひまして、水資源に頼っている依存農地がございません。また、飲料水、漁業関係、防災関係、防火用水についても利用している実態がございましたので、該当がございません。

ここから写真に移ります。こちらが入り口の通路付近になります。調査は1月20日に行いました。現場は雪が降り白くなっております。見にくいのですが、こちらで説明させていただきます。既存の作業路がありまして一部この区域は平成26年頃に伐採したという経緯があるようです。こちらの道路を利用しまして現場の入り口としている計画となっております。次に入り口付近の状況を中程から撮影した状況です。こちらが防災調整池、4号箇所になります。一番最初に写真を撮った所がこの位置からということでして、現状のこの黄色の区域に防災調整池を配置するという計画になっております。こちらが防災調整池の位置ですが、4の2計画地になります。こちらが林内の状況になります。こちらが防災調整池の2の1号の計画箇所になります。こちらが盛土と切土をする箇所の遠方から撮った写真となっております。

次に造成森林区域の現況写真になります。こちらが造成森林区域の上空から撮った写真です。次に3号調整池の堤体の計画箇所を撮った写真になります。さらに上流に上っていった林況の状況になります。北側の事業区域の状況の写真です。こちらはオンサイトを計画している調整池の箇所になります。このような沢地形ですが、ほとんどこの沢地形を盛土で埋める計画となっております。こちら見にくいのですが1の1の調整池の計画箇所になります。こちらが事業区域を遠方から撮影した写真となっております。事業区域の脇に既存の産業廃棄物の処分をしている会社がございまして、そちらの外にありますのが当該地の太陽光の計画区域となります。

以上で画面の説明を終わります。

それでは、申請の審査調書を御覧いただきたいと思います。

事務局

資料の4ページ見ていただきたいのですが、4ページの中程にあります開発行為に対する関係者の意見については白石市長からの意見がございます。白石市長からの意見としまして、8ページに意見書の写しを添付しております。内容を簡単に説明させていただきますと「残置森林と法面の緑化の適正な管理、また地域住民に騒音公害粉じん等の迷惑をかけないようにということの注意を」ということです。

3番としましては、「事業活動に伴って排出される廃棄物については事業者の責任において処分するように」また、「埋蔵文化財等の発見があった場合には工事を中止して関係各所へ報告する」というのと、「その他、各法令を遵守すること」というのが白石市長の意見でございます。それに対しまして、10ページに添付しておりますのが申請者からの回答書になります。それぞれ白石市長からの意見に対しまして遵守するという内容の記載になっております。

4ページに戻りまして、審査調書の下の段にあります一般的事項の内容についてですが、計画の具体性としましては、資金計画等の信用状況があるとしておりまして森林を使用できる権利としまして、こちらも所有者側の同意書、また、地上権としての登記をしているということで、開発については特に問題はないと判断しております。また、排除を要する権利は特に該当がございません。

その他としまして、白石市につきましては白石市独自の太陽光発電の設置事業の指導要綱を制定しておりまして、そちらによって今後開発の協議を進め地元との協定を結ぶという流れになっております。こちらは設置区域が5,000平方メートル以上が対象となっております。

最後に5ページの下段にあります工事の工程についてですが、11のゲスタンブソーラー同様、土地の造成工事の前に先行して排水施設を設置するような計画となっております。伐採木も分散して工期を設定していることから防災に配慮した工程として認められております。

以上の内容を踏まえまして、審査の結果、森林法第10条の2第2項の各号の4つの基準であります公益的機能が著しく損なわれないと認められましたことから、今回諮問しました林地開発許可申請は、許可するのが適当であると判断しております。

以上が、諮問させて頂く、申請の審査結果となります。

議長
(部会長)

では、ただ今から、今の説明及び審査要件について、質疑応答後に委員の皆様にご意見を求めますが、質疑応答の内容等を公開することによって当該事業者の正当な利益が損なわれると認められる内容が含まれる可能性がありますので、情報公開条例第19条に基づき、ここからは非公開で行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

はい（異議なし）

それでは、ここで傍聴者の皆様は、一旦退席願います。
また、申請者の入室を認めます。

（傍聴者退席・申請者入室確認）

質疑・応答（非公開）

議長
(部会長)

それでは、委員の皆様にお諮りします。

「ゲスタンプソーラー12合同会社が行う太陽光発電所の建設に係る林地開発許可申請」につきましては、「許可することに特に問題はない。」ただし、「事業区域内の伐採木につきましては、チップ化ということでしたがスギ、ヒノキの用材がかなり含まれていることから、極力用材等の有効活用について検討願いたい。」ということをお願いしたいと思います。

ということによろしいでしょうか。

はい。(異議なし)

それでは、ただ今申し上げた形で答申することにいたします。

以上で本日予定されている議事を終了いたします。

御協力どうもありがとうございました。

司会

川村部会長様どうもありがとうございました。

そのほかに委員の皆様には何かありますでしょうか。

それでは、特にないようですので平成27年度宮城県森林審議会3回目の部会の一切を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては長時間にわたり熱心な御審議を賜り誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

ありがとうございました。